

丸森町国土強靭化地域計画



令和7年1月（第6版）

宮城県丸森町

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 計画の対象想定災害	3
第2章 脆弱性評価と基本目標	4
1 脆弱性評価の考え方	4
2 想定するリスクの設定	4
3 基本目標	4
4 事前に備えるべき目標	5
5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	5
6 施策分野の設定	8
7 脆弱性評価の結果	8
第3章 国土強靭化施策の推進方針	9
1 個別施策分野別の推進方針	9
2 横断的施策分野別の推進方針	16
第4章 計画の推進	23
資料編	
【別紙1】起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性評価結果	
【別紙2】施策分野別の脆弱性評価結果	
【別紙3】起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針	
【別紙4】国土強靭化地域計画に関連する各種計画等一覧	
【別紙5】国土強靭化地域計画に関連する個別事業一覧（令和6年1月現在）	

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 を観測した巨大地震が大津波を引き起こし、県内はもとより東北地方の沿岸部を中心として、広範囲にわたり甚大な人的、物的被害をもたらしただけでなく、東京電力福島第一原子力発電所については、原子炉建屋などが破損した結果、放射性物質が大気中に放出されたため、本町をはじめ県南部、県北部及び牡鹿半島の一部の地域で比較的高い空間放射線量が確認されるなど、地震、津波、原子力、さらには風評被害など文字どおり「複合災害」ともいべき災害となりました。

また、令和元年 10 月 12 日に襲来した令和元年東日本台風は、本町に未曾有の被害をもたらし、町民の尊い人命が失われるとともに、家屋や農地などに甚大な被害が生じ、さらには道路や河川などの公共土木施設、農作物や商工業等の被害総額は 470 億円を超えるなど、町政史上最悪の出来事となりました。

本町では、高い確率で発生が予想されていた宮城県沖地震や過去に被害が生じた河川や内水の氾濫といった風水害に備えるべく、丸森町地域防災計画を策定し、本町所有の建築物の耐震化や水防施設の整備など様々な防災対策を講じてまいりましたが、避難所に人員を奪われることなどによる行政機能の低下や初動時の情報不足や伝達困難など経験したことのない事態が生じ、人命の救助・救出や災害時医療、被災者支援などにおいて極めて困難な状況に直面しました。

一方、国においては、平成 25 年 12 月、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成 26 年 6 月には、基本法に基づき、国土強靭化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靭化基本計画」が策定されました。

また、基本法第 13 条では、「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができる」と規定されました。

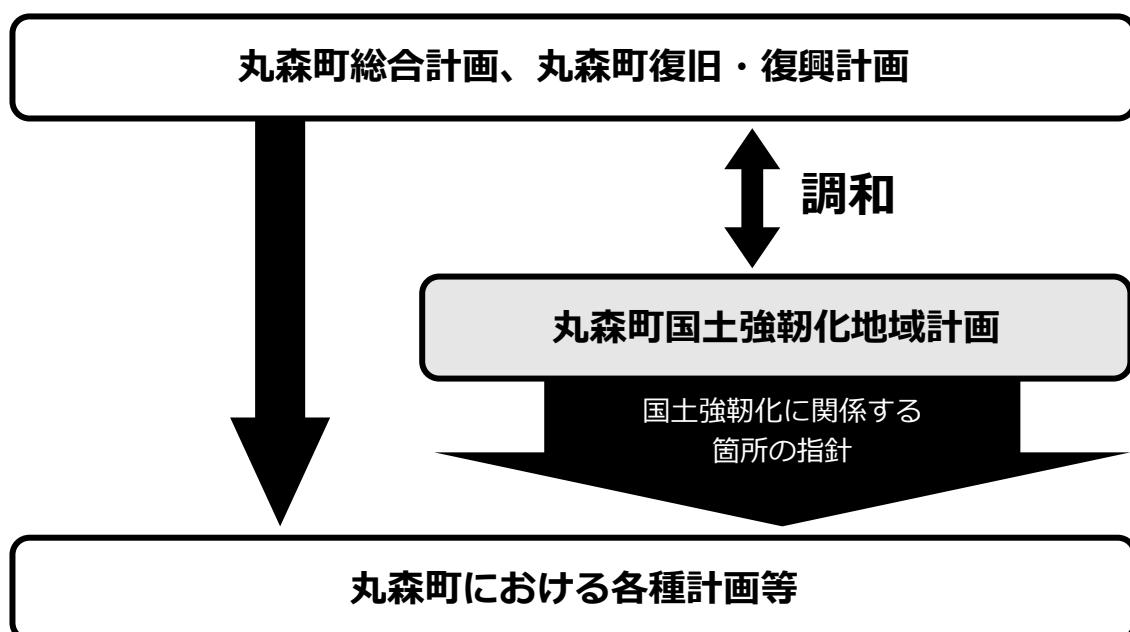
現在、本町では、災害から得られた教訓や経験を踏まえ、令和 2 年 6 月 17 日に策定した「丸森町復旧・復興計画」（以下「復旧・復興計画」という。）に基づき、本町の地域防災計画や各種マニュアルの見直し等を行い、来るべき大規模災害に対しての備えを新たに講じているところです。

あわせて、こうした国の動向を勘案し、さらに強靭な地域づくりに向けて、平時から持続的な取組を展開するため、基本法に基づき「丸森町国土強靭化地域計画（以下「町地域計画」という。）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

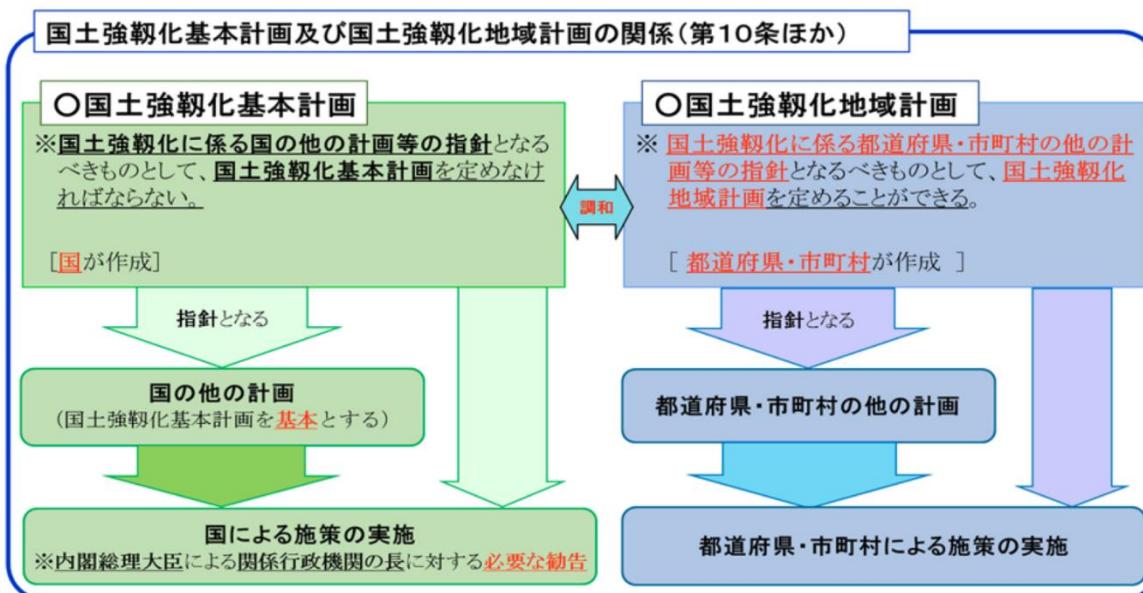
(1) 総合計画及び各種計画等との関係

町地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、第五次丸森町総合計画（以下「町総合計画」という。）及び復旧・復興計画の下位計画として、これらとの調和を図りながら、地域強靭化の観点から本町における様々な分野の計画等の指針となるものです。



(2) 国基本計画及び県地域計画との関係

国土強靭化地域計画は、国が策定する国土強靭化基本計画（以下「国基本計画」という。）及び県が策定する宮城県国土強靭化地域計画（以下「県地域計画」という。）と調和をとった計画策定が求められていることから、町地域計画では、国基本計画及び県地域計画と調和のとれた計画策定を行います。



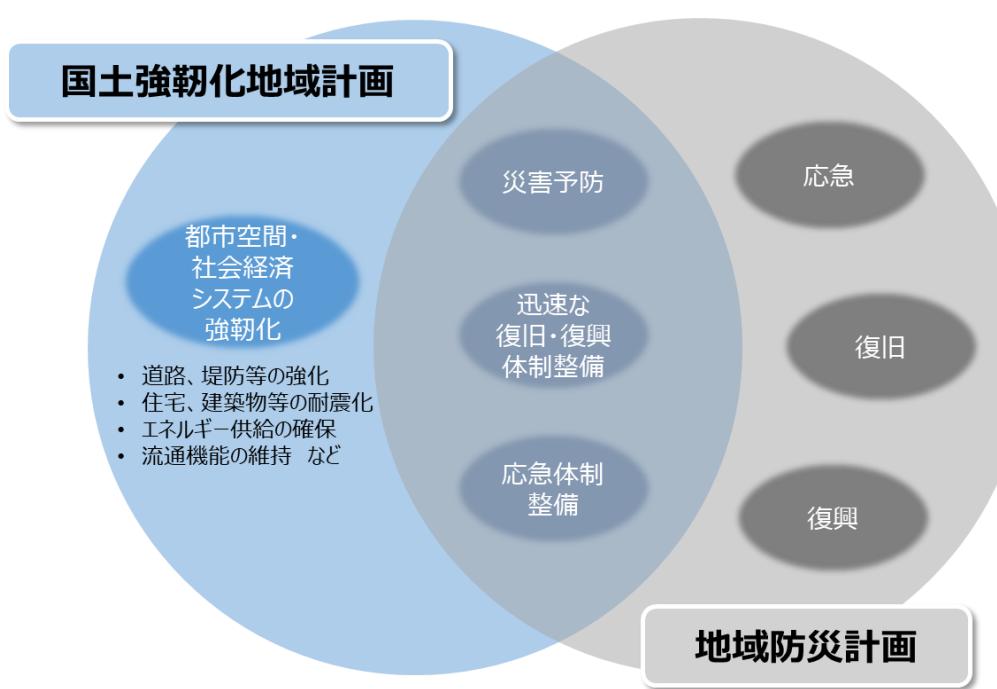
出典：国土強靭化地域計画策定ガイドライン（第7版）基本計画から抜粋

(3) 地域防災計画との関係

国土強靭化地域計画は、起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）を防ぐことを目的としており、想定する自然災害等の発災前を対象としています。

一方、地域防災計画は、発災前の応急体制整備等と発災後の応急、復旧、復興等を対象としていることから、重複する事柄もある計画ですが、国土強靭化地域計画は地域防災計画の国土強靭化に関する箇所の指針となるものです。

区分	国土強靭化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し、 地域社会の強靭化	災害の種類ごとの 発生時の対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化等を 図るため、最悪の事態を 回避する施策	予防・応急・復旧・復興など の具体的対策



3 計画期間

町地域計画の対象期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

4 計画の対象想定災害

国基本計画及び県地域計画においては、「大規模自然災害全般」を想定しており、町地域計画においては、地域防災計画を踏まえ、本町における「震災、風水害など大規模自然災害全般」を対象とします。

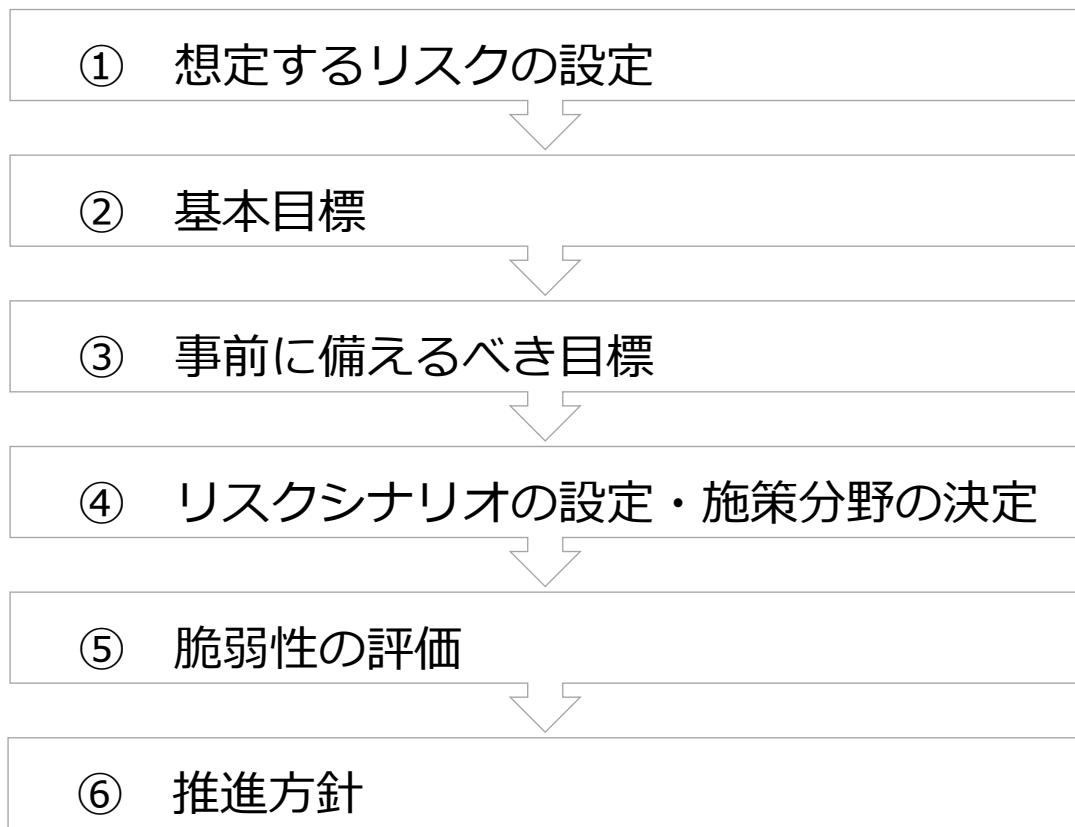
第2章 脆弱性評価と基本目標

1 脆弱性評価の考え方

本町の強靭化は、本町の特性を踏まえた上で、町地域計画で想定する大規模自然災害などのリスクとこれに対する脆弱さを把握し、分析した上で、より効果的な施策を展開していくことが重要となります。

国基本計画及び県地域計画においては、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、強靭化に必要な施策の推進方針が定められています。

町地域計画の策定においても、国及び県が実施した脆弱性評価を踏まえ、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靭化のための推進方針を策定します。



2 想定するリスクの設定

町地域計画で想定するリスクは、本計画の対象想定災害としている大規模自然災害全般を対象とします。

3 基本目標

国土強靭化の理念に鑑み、次の4項目を基本目標とします。

- (1) 人命の保護が最大限図られる。
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される。
- (4) 迅速な復旧・復興が図られる。

4 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次の8項目を「事前に備えるべき目標」とします。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる。
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する。
- (5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国基本計画と調和をもって計画策定された「県地域計画」における29のリスクシナリオを基本として、過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、27のリスクシナリオを設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる。	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生 1-2 広域にわたる大規模な水害等による多数の死者・行方不明者の発生 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態 1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の低下 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化、災害関連死の発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する。	4-1 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。	5-1 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止 5-3 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない。	7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-2 有害物質の大規模拡散・流出 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態 8-5 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による町経済への甚大な影響

6 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するために必要な国土強靭化に関する施策分野は、国基本計画における施策分野を参考に、本町の実情を踏まえ、8つの個別施策分野と2つの横断的施策分野を設定します。

【1 個別施策分野】

- (1) 行政機能
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健・医療・福祉
- (4) 環境
- (5) 産業
- (6) 交通・物流
- (7) 町土保全
- (8) 土地利用

【2 横断的施策分野】

- (1) 老朽化対策
- (2) 災害対策

7 脆弱性評価の結果

リスクシナリオに対し、施策・事業の進捗状況の観点などを含め、現状分析・評価を実施しました。個別の評価結果については、別紙1及び別紙2のとおりです。

第3章 国土強靭化施策の推進方針

第2章における脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における国土強靭化に関連する施策の推進方針（施策分野別）は、次のとおりとします。

なお、リスクシナリオ別の推進方針は別紙3に、本計画に関連する各種計画等は別紙4に整理するとともに、推進方針に基づく具体的な事業内容については、別紙5のとおりとします。

1 個別施策分野別の推進方針

（1）行政機能

※青字は再掲頁

（関係機関との連携）

〔本編〕P.18 [別紙3] P.1

- 他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備・充実、その実効性の確保を図ります。
- 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時応援協定の締結を進めます。
- 平時から、国・県・防災関係機関との連携強化を図り、迅速な災害対応が行える体制・仕組みを構築します。

（災害対応の体制整備）

〔本編〕P.20 [別紙3] P.4

- 丸森町令和元年台風第19号災害検証委員会からの提言を踏まえ、地域防災計画をはじめ、災害対策本部や避難所の運営に係るマニュアルについて継続的に見直しを行うとともに、災害別の訓練を実施するなど、実態に即した取組を通じ災害対策本部の災害対応能力の向上を図ります。
- 被災していない自治体等との広域応援体制の整備充実を図り、平時から防災関係機関・協定締結先との相互連携・支援体制の確立に努めます。
- 消防においては、消防署及び消防団との連携を強化し、火災による被害の防止・軽減を図るとともに、消防力の強化・向上のため、必要な消防資器材の配備や消防水利の確保により、消防機関が行う消防応急活動を支援します。
- 災害時の初動対応として、消防団の消火活動、救出救助及び応急復旧活動が非常に重要であることから、消防団の活動拠点となる消防施設の整備等を検討するとともに、消防団が安全に活動できるよう消防資器材の配備を進めます。

（行政機能の業務継続性確保）

〔別紙3〕P.6

- 地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、町業務全体の業務継続計画（BCP）の整備を進め、業務継続性の確保を図ります。

（情報通信体制の整備）

〔別紙3〕P.6

- 解消が必要な不感地域が把握された場合には、携帯電話事業者に不感解消を働きかけるとともに、ICT部門の業務継続計画（BCP）に基づき、情報通信体制の整備を進めます。

(再生可能エネルギーの導入促進)

[本編] P.10 [別紙3] P.7

- 災害時に避難拠点となる主要な公共施設等に再生可能エネルギー設備を推進するほか、一般家庭における再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 災害対応活動や住民生活へ及ぼす影響を軽減するため、県及び関連業界団体と連携したエネルギー供給体制の構築に努めます。

(迅速な復旧・復興のための準備)

[別紙3] P.11

- 大規模自然災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組や手順等を平時から確認し、災害からの復旧復興施策や発災時に被災者支援の取組を円滑に行えるよう体制の整備を進めます。

(2) 住宅・都市

(住宅・建築物の耐震化)

[本編] P.16, 17 [別紙3] P.1

- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、耐震診断・耐震改修の促進と、その必要性について普及啓発を図り、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用した助成事業の実施に努めます。

(再生可能エネルギーの導入促進) (再掲)

[本編] P.10 [別紙3] P.7

- 災害時に避難拠点となる主要な公共施設等に再生可能エネルギー設備を推進するほか、一般家庭における再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 災害対応活動や住民生活へ及ぼす影響を軽減するため、県及び関連業界団体と連携したエネルギー供給体制の構築に努めます。

(住宅対策)

[本編] P.17 [別紙3] P.11

- 大規模災害時において、応急仮設住宅の整備が可能な公用地等を把握した上で建設候補地を選定し、被災者が長期の避難所生活に陥らないよう、早期着工・入居が可能となるよう関係機関で協議・調整します。また、建設候補地の選定を行う上では、令和元年東日本台風時の被災者の避難過程において、コミュニティの連續した分断が懸念されていたことから、入居のあり方についても、被災前のコミュニティを維持できるよう考慮します。
- 公営住宅等整備事業等を活用した長寿命化計画の見直しや住宅の整備を進めるとともに、予防保全的な住宅の維持管理による公営住宅ストックの適切な運用及び住宅の長寿命化を行うことで入居者が安心して居住できる環境を整備します。
- 退去住宅については修繕を優先的に行い、ストックの早期確保をすることで、災害により住まいを失った方への住宅確保支援策として使用が可能となるよう管理します。

(3) 保健・医療・福祉

(保健・医療)

[別紙3] P.4

- 災害等に伴う児童生徒の心のケアに、迅速かつ適切に対応できる体制を構築します。

- 県や大学、職能団体とも連携を図りながら、スクールカウンセラー等専門職の確保や人材の育成を図ります。
- 医療資器材の備蓄を継続、推進します。
- 医療部門の業務継続計画（BCP）、災害対策マニュアルの作成を推進します。
- 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用を推進します。
- 消防機関との連携により、効率的な運用を含め、救急輸送体制の強化を推進します。
- 事務職を含め、持続可能な適正人員の確保を進めます。

(衛生対策)

[本編] P. 12, 20 [別紙 3] P. 5

- 消毒薬、噴霧器、衛生用品等を計画的に整備します。
- ねずみ族・害虫等を駆除するための防疫用薬剤、機材等を計画的に整備します。
- 災害時に感染症予防のための調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行います。また、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、県へ要請するほか、感染症発生時には、保健所等と協力の上、疫学調査を実施し、感染拡大の防止を図ります。
- 災害時における仮設トイレの設置及び管理等については、平時から資器材の備蓄及び周辺自治体等関係団体との連携強化を図ります。
- 避難場所や避難所など人の密集する可能性が高い状況下でも、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症への対策を講じ、集団感染を予防するため、避難所運営など各種マニュアルの見直しを行うとともに消毒液やマスクなど衛生関連の資器材の確保を計画的に進めます。

(復旧・復興を担う人材の確保)

[別紙 3] P. 10

- 災害時に速やかに要配慮者の支援活動ができるように、地区民生委員等の研修機会をつくるとともに、災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げられるよう社会福祉協議会との連携により設置訓練を実施し有事に備えます。
- 生活支援相談員については、仮設住宅入居者等の安否確認、相談対応等の支援にあたり、相応の成果を挙げており、次の災害時にも対応できるよう、町と社会福祉協議会において経験やノウハウを継承できる環境を整えます。

(福祉)

[別紙 3] P. 11

- 令和元年東日本台風では、特別養護老人ホーム等の施設入居者の避難行動が困難となったことから、避難場所となる施設の確保や避難経路の確認など、発災時における円滑な避難の実現に向け、事前の準備を進めます。
- 視覚や聴覚等の身体障がい者、知的障がい者や精神障がい者など、情報伝達や避難行動が困難な方に対しては、個々の障がいに応じた情報伝達や避難所でのケアの在り方等について検討します。

(4) 環境

(衛生対策) (再掲)

[本編] P. 11, 20 [別紙 3] P. 5

- 消毒薬、噴霧器、衛生用品等を計画的に整備します。
- ねずみ族・害虫等を駆除するための防疫用薬剤、機材等を計画的に整備します。

- 災害時に感染症予防のための調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行います。また、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、県へ要請するほか、感染症発生時には、保健所等と協力の上、疫学調査を実施し、感染拡大の防止を図ります。
- 災害時における仮設トイレの設置及び管理等については、平時から資器材の備蓄及び周辺自治体等関係団体との連携強化を図ります。
- 避難場所や避難所など人の密集する可能性が高い状況下でも、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症への対策を講じ、集団感染を予防するため、避難所運営など各種マニュアルの見直しを行うとともに消毒液やマスクなど衛生関連の資器材の確保を計画的に進めます。

(下水道等の整備)

[本編] P.17 [別紙3] P.8

- 災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、公共下水道施設、農業集落排水処理施設の耐震化を推進するとともに、個人設置型合併浄化槽の整備を支援します。

(有害物質対策)

[別紙3] P.9

- 災害時に毒物・劇物が散乱しないよう、平時から該当施設責任者に対し、施設ごとの危害防止規定の作成を指導します。
- 毒物の安全性の確保の方策に関し、毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導します。
- 災害時は、散乱した毒物・劇物の状況把握や回収及び二次災害の防止対策を早急に行うよう、体制の整備を図ります。

(災害廃棄物等への対応)

[本編] P.21 [別紙3] P.10

- 大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するため、丸森町災害廃棄物処理計画に基づいて進めます。
- 耐火建築物等で使用されているアスベスト建材からの粉じん飛散等を防ぐため「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）（令和5年4月環境省）」に基づく解体方法等を周知します。

(5) 産業

(産業施設の防災対策)

[本編] P.16 [別紙3] P.6

- 産業施設が被災した場合の損壊、火災、爆発等の被害を最小限にするため、自主保安体制の充実・強化について指導を行うとともに、風水害や地震の対策と防災教育の推進を図ります。
- 各施設の被害を最小限にするための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模自然災害による被害軽減のための諸施策を実施します。
- 複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資器材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資器材等に関する広域応援）について協議します。

- 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、その結果を踏まえて、対応マニュアル等の見直しに努めます。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めます。

(農業基盤の保全)

[本編] P.14 [別紙3] P.7,9

- 農業水利施設の、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ長寿命化を図ります。
- 生産基盤施設等の耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進します。
- 交流人口の増加に向けた取組の実施及び農業集落排水施設や農道網の整備など、定住環境の向上を図ります。
- 農業に関する団体及び個人の被災施設の再建整備に対する支援を行います。
- 農地防災施設の適時・適切な修繕又は更新により、長寿命化を図ります。

(治山・河川管理)

[本編] P.14,21 [別紙3] P.8

- これまでの洪水履歴を分析し、洪水から守るべき資産を把握し、上下流の整備状況や流域における治水安全度のバランスを考慮しながら、整備区間を設定し、河川改修区間の逐次見直しを実施します。
- 県が作成する河川の浸水想定に基づき、町のハザードマップを改訂し、災害時の避難行動に結びつく取組を行います。

(農地・森林等の荒廃対策)

[本編] P.15 [別紙3] P.9

- 過疎化、高齢化等に対応した地域主体の協働活動支援などによる農地の多面的機能の維持・保全の推進を図ります。
- 山地に起因する災害から町民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、山腹崩壊危険地、はげ山移行地などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設を設置するとともに、保安林等森林の持つ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に行えるよう県と連携して取り組みます。
- 森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境が人間活動で分断又は孤立しないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定によって、森林等の連續性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系を活用した防災・減災を図ります。
- 森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、国や県と連携しながら森林及び治山施設の整備を推進します。

(6) 交通・物流

(帰宅困難者対策)

[本編] P.20 [別紙3] P.4

- 交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じます。
- 帰宅困難者用の備蓄品の配備や一時滞在施設の確保を図るとともに、関係機関と連携した避難受入・帰宅支援を実施します。

(交通基盤の維持等)

[別紙 3] P.7,8

- 多様な移動経路や移動手段を確保するなど、地域の実情に応じた持続可能な公共交通を構築します。

(7) 町土保全

(河川防災施設等の整備)

[本編] P.19 [別紙 3] P.2

- 河川や内水による浸水被害から町民の生命、財産を守るために、国及び県と連携し、早急に河川堤防や内水対策に係る排水施設等を整備します。

(農業基盤の保全) (再掲)

[本編] P.13 [別紙 3] P.7,9

- 農業水利施設の、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ長寿命化を図ります。
- 生産基盤施設等の耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進します。
- 交流人口の増加に向けた取組の実施及び農業集落排水施設や農道網の整備など、定住環境の向上を図ります。
- 農業に関する団体及び個人の被災施設の再建整備に対する支援を行います。
- 農地防災施設の適時・適切な修繕又は更新により、長寿命化を図ります。

(治山・河川管理) (再掲)

[本編] P.13,21 [別紙 3] P.8

- これまでの洪水履歴を分析し、洪水から守るべき資産を把握し、上下流の整備状況や流域における治水安全度のバランスを考慮しながら、整備区間を設定し、河川改修区間の逐次見直しを実施します。
- 県が作成する河川の浸水想定に基づき、町のハザードマップを改訂し、災害時の避難行動に結びつく取組を行います。

(8) 土地利用

(防災拠点の機能確保)

[別紙 3] P.2,6

- 災害対応の主要拠点となる庁舎については、雨水ポンプ施設の増強等による内水対策や治水対策を実施し、被害を抑制することにより、防災拠点としての機能を確保します。
- 大規模災害に備え、庁舎の防災機能を代替できる拠点及び消防や警察、自衛隊等の町外からの広域的な応援や様々な支援物資の受け入れなどの調整業務を担う後方支援拠点等の整備を検討します。

(農地・森林等の荒廃対策) (再掲)

[本編] P.13 [別紙 3] P.9

- 過疎化、高齢化等に対応した地域主体の協働活動支援などによる農地の多面的機能の維持・保全の推進を図ります。
- 山地に起因する災害から町民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、山腹崩壊危険地、はげ山移行地などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設を設置するとともに、保安林等森林の持つ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に行えるよう県と連携して取り組みます。
- 森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境が人間活動で分

断又は孤立しないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定によって、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系を活用した防災・減災を図ります。

- 森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、国や県と連携しながら森林及び治山施設の整備を推進します。

2 横断的施策分野別の推進方針

(1) 老朽化対策

(住宅・建築物の耐震化) (再掲) [本編] P.10, 17 [別紙 3] P.1

- 昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、耐震診断・耐震改修の促進と、その必要性について普及啓発を図り、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用した助成事業の実施に努めます。

(多数の者が利用する建築物の耐震化等) [本編] P.17 [別紙 3] P.1

- 民間建築物の耐震性の把握に努め、耐震診断・耐震改修の必要性等の指導・助言を行います。

(学校の室内安全対策) [本編] P.17 [別紙 3] P.1

- 学校の老朽化対策として、丸森町公共施設個別施設計画（長寿命化・再配置計画）を策定し、計画的に学校施設の修繕、改修を行います。
- 学校設備の年次更新計画を策定し、計画的に学校設備の更新を進めます。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常点検、定期点検等を確実に実施し、児童生徒の安全確保に取り組みます。

(産業施設の防災対策) (再掲) [本編] P.13 [別紙 3] P.6

- 産業施設が被災した場合の損壊、火災、爆発等の被害を最小限にするため、自主保安体制の充実・強化について指導を行うとともに、風水害や地震の対策と防災教育の推進を図ります。
- 各施設の被害を最小限にするための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模自然災害による被害軽減のための諸施策を実施します。
- 複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資器材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資器材等に関する広域応援）について協議します。
- 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、その結果を踏まえて、対応マニュアル等の見直しに努めます。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めます。

(上下水道の耐震化等) [本編] P.21 [別紙 3] P.8

- 主要施設については大雨等による被害の対策を推進し、被災管路についても強靭な水道施設を構築するため、耐震化を図ります。被災施設以外の施設については、安定した供給と経営を継続して行くため、施設の長寿命化を図ります。更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイ징（縮小化）を検討した上で、アセットマネジメント（資産管理）の手法を活用して、計画的な更新を行います。
- 国庫補助事業等を効果的に活用した水道施設の計画的な老朽化対策、及び施設の耐震化対策を図ります。
- 公共下水道施設、農業集落排水処理施設について、機能診断及び最適整備構想の策定、適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を図ります。

(下水道等の整備) (再掲)

[本編] P.12 [別紙3] P.8

- 災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、公共下水道施設、農業集落排水処理施設の耐震化を推進するとともに、個人設置型合併浄化槽の整備を支援します。

(橋梁の長寿命化)

[別紙3] P.9

- 道路定期点検の結果及び橋梁長寿命化計画に基づき修繕を行い、必要により補強対策を推進し、耐震性の強化の向上を図ります。

(住宅対策) (再掲)

[本編] P.10 [別紙3] P.11

- 大規模災害時において、応急仮設住宅の整備が可能な公用地等を把握した上で建設候補地を選定し、被災者が長期の避難所生活に陥らないよう、早期着工・入居が可能となるよう関係機関で協議・調整します。また、建設候補地の選定を行う上では、令和元年東日本台風時の被災者の避難過程において、コミュニティの連続した分断が懸念されていたことから、入居のあり方についても、被災前のコミュニティを維持できるよう考慮します。
- 公営住宅等整備事業等を活用した長寿命化計画の見直しや住宅の整備を進めるとともに、予防保全的な住宅の維持管理による公営住宅ストックの適切な運用及び住宅の長寿命化を行うことで入居者が安心して居住できる環境を整備します。
- 退去住宅については修繕を優先的に行い、ストックの早期確保をすることで、災害により住まいを失った方への住宅確保支援策として使用が可能となるよう管理します。

(2) 災害対策

(住宅・建築物の耐震化) (再掲)

[本編] P.10, 16 [別紙3] P.1

- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、耐震診断・耐震改修の促進と、その必要性について普及啓発を図り、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用した助成事業の実施に努めます。

(多数の者が利用する建築物の耐震化等) (再掲)

[本編] P.16 [別紙3] P.1

- 民間建築物の耐震性の把握に努め、耐震診断・耐震改修の必要性等の指導・助言を行います。

(学校の室内安全対策) (再掲)

[本編] P.16 [別紙3] P.1

- 学校の老朽化対策として、丸森町公共施設個別施設計画（長寿命化・再配置計画）を策定し、計画的に学校施設の修繕、改修を行います。
- 学校設備の年次更新計画を策定し、計画的に学校設備の更新を進めます。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常点検、定期点検等を確実に実施し、児童生徒の安全確保に取り組みます。

(防災関係システムの整備・運用)

[別紙3] P.1

- 大規模災害にも耐えうる機能・設備を搭載した防災システム等を整備し、情報伝達の高度化・多様化にも柔軟に対応できる仕組みを検討し、防災行政無線や各種防災システムの拡充・更新により、安定した情報伝達体制を確立します。

(地域住民等に対する通信手段の整備)

[別紙 3] P. 1

- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のほか、町の安心・安全メールをはじめＬアラート、スマートフォン、SNS、データ放送等あらゆる手段の活用等について検討し、災害時における情報の発信・共有の仕組みを構築するとともに、多様な通信連絡手段の整備・拡充に努めます。

(関係機関との連携) (再掲)

[本編] P. 9 [別紙 3] P. 1

- 他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備・充実、その実効性の確保を図ります。
- 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時応援協定の締結を進めます。
- 平時から、国・県・防災関係機関との連携強化を図り、迅速な災害対応が行える体制・仕組みを構築します。

(減災対策の推進)

[別紙 3] P. 2

- 行政区等における自主防災組織・地域の防災リーダーの育成支援を推進し、自助・共助の強化や地域防災力の向上に努めます。
- 迅速かつ適切な避難行動が行えるよう、避難路や避難誘導標識の整備・周知を図り、指定避難所等の見直しや備蓄品等の配備計画を策定し、周知を図るとともにハード対策・ソフト対策を組み合わせた減災対策を推進します。

(防災・減災教育の推進)

[別紙 3] P. 2

- 児童生徒一人ひとりが自ら危険を予測し、回避できる力を身に付け、災害から自らの身を守る（自助）とともに他者（共助）や社会（公助）の安全に貢献できる心を育み、「人間としてのあり方・生き方」について考えさせる防災教育を推進します。
- 各学校で策定している「学校防災マニュアル」については、より実効性のあるマニュアルとするため、今後早期に改定を進めます。
- 児童生徒には普段から防災への意識付けを行うほか、避難訓練の実施方法を工夫するなどして、児童生徒の災害対応力や防災知識の向上を図ります。
- 災害発生時における避難方法や避難所運営等について、想定される課題の解消に向け、学校関係者、教育委員会、地域住民、防災関係機関などが参加する会議を行い、学校防災のあり方について引き続き協議を行い、具体的な事業に繋いでいきます。
- 各学校の防災教育への取組を共有化し、学校防災マニュアルや掲示物の作成と発行を行い、引き続き普及啓発活動に取り組みます。
- 学童保育施設については、民間賃貸施設を含め適切に管理するとともに、運営事業者の救急救命等の研修や防災対策を講じるほか災害時の避難経路の確認及び児童の安全を守る体制を整えます。

(災害の記録と伝承)

[別紙 3] P. 2

- 令和元年東日本台風の経験と教訓を風化させることなく、後世に継承していくことができる取組の内容・実施方法を検討します。

(河川防災施設等の整備) (再掲)

〔本編〕P.14 [別紙3] P.2

- 河川や内水による浸水被害から町民の生命、財産を守るため、国及び県と連携し、早急に河川堤防や内水対策に係る排水施設等を整備します。

(水害対策)

〔別紙3〕P.3

- 災害時における情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、ハザードマップの改訂を行い、避難体制等を確立させ、地域防災力の向上に努めます。また、「自らの命は自らが守る」という観点から、町民・事業者等の様々な主体による「自助」「共助」の取組を強化します。

(土砂災害対策)

〔別紙3〕P.3

- 土砂災害危険個所の調査や定期的な防災パトロール体制を構築するなど、計画避難体制の整備を図るとともに、平常時から土砂災害警戒区域内の住民に対して、防災意識の高揚に向けた周知・啓発を行うことや、早期復旧のための資器材等の確保や危険度を勘案した住宅の移転、災害防止対策事業の施工など、状況に即した対応を実施します。
- 土砂災害発生時の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備や避難体制等を確立させ、地域防災力の向上に努めます。また、「自らの命は自らが守る」という観点から、町民・事業者等様々な主体による「自助」「共助」の取組を強化します。

(雪害対策)

〔別紙3〕P.3

- 暴風雪や豪雪等に伴う死者の発生を防ぐため、気象情報の収集を進めるとともに、平時から、それらの情報の利活用についての取組の推進や、暴風雪や豪雪が予測される際の不要不急の外出を抑制させる取組を推進します。
- 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、通行に支障がある箇所を事前に把握した上で集中的な除雪を行うとともに、除雪体制増強や地域と連携した対策等、ソフト・ハードの両面から取組を推進します。

(災害時の物資調達)

〔別紙3〕P.3,6

- 物資の調達については、民間企業や関連団体との災害に関する協定の締結を進め、必要な物資を円滑に調達できる体制を整備します。

(災害時の物流対策)

〔別紙3〕P.3,7

- 応急生活物資等の供給・輸送に関し、小売業者や流通事業者等の関係団体と「災害時における支援協定」を締結し、物資等の要請、調達及び輸送体制等、供給の仕組みを確立させます。
- 災害発生時に物資輸送拠点から指定避難所等に支援物資が供給できるよう、緊急輸送ネットワークの形成を図ります。

(災害対応の体制整備) (再掲)

〔本編〕P.9 [別紙3] P.4

- 丸森町令和元年台風第19号災害検証委員会からの提言を踏まえ、地域防災計画をはじめ、災害対策本部や避難所の運営に係るマニュアルについて継続的に見直しを行うとともに、災害別の訓練を実施するなど、実態に即した取組を通じ災害対策本部の災害対応能力の向上を図ります。
- 被災していない自治体等との広域応援体制の整備充実を図り、平時から防災関係機関・協定締結先との相互連携・支援体制の確立に努めます。

- 消防においては、消防署及び消防団との連携を強化し、火災による被害の防止・軽減を図るとともに、消防力の強化・向上のため、必要な消防資器材の配備や消防水利の確保により、消防機関が行う消防応急活動を支援します。
- 災害時の初動対応として、消防団の消火活動、救出救助及び応急復旧活動が非常に重要であることから、消防団の活動拠点となる消防施設の整備等を検討するとともに、消防団が安全に活動できるよう消防資器材の配備を進めます。

(帰宅困難者対策) (再掲)

〔本編〕P.14 [別紙3] P.4

- 交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じます。
- 帰宅困難者用の備蓄品の配備や一時滞在施設の確保を図るとともに、関係機関と連携した避難受入・帰宅支援を実施します。

(衛生対策) (再掲)

〔本編〕P.11, 12 [別紙3] P.5

- 消毒薬、噴霧器、衛生用品等を計画的に整備します。
- ねずみ族・害虫等を駆除するための防疫用薬剤、機材等を計画的に整備します。
- 災害時に感染症予防のための調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行います。また、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、県へ要請するほか、感染症発生時には、保健所等と協力の上、疫学調査を実施し、感染拡大の防止を図ります。
- 災害時における仮設トイレの設置及び管理等については、平時から資器材の備蓄及び周辺自治体等関係団体との連携強化を図ります。
- 避難場所や避難所など人の密集する可能性が高い状況下でも、新型コロナウィルスやインフルエンザなどの感染症への対策を講じ、集団感染を予防するため、避難所運営など各種マニュアルの見直しを行うとともに消毒液やマスクなど衛生関連の資器材の確保を計画的に進めます。

(避難所施設の環境整備)

〔別紙3〕P.5

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資器材の準備や更新、丸森町公共施設個別施設計画(長寿命化・再配置計画)に基づき改修等を進めます。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れるための福祉避難所の指定促進を図ります。
- 感染症の流行、エコノミークラス症候群やストレス性疾患の発生を防ぐとともに、慢性期の段階に進んだ後も、災害のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊等によるメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、行政、医療関係者、NPO、地域住民等の連携により、中長期的に健康管理を行う体制整備を進めます。
- 避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者を取り巻く生活環境の変化により生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供します。

(地区防災計画の普及・啓発)

【別紙 3】 P.5

- 地区防災計画制度の普及・啓発を図り、住民の自発的な行動計画の策定を促すとともに、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進します。

(上下水道の耐震化等) (再掲)

【本編】 P. 16 【別紙 3】 P.8

- 主要施設については大雨等による被害の対策を推進し、被災管路についても強靭な水道施設を構築するため、耐震化を図ります。被災施設以外の施設については、安定した供給と経営を継続して行くため、施設の長寿命化を図ります。更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイ징（縮小化）を検討した上で、アセットマネジメント（資産管理）の手法を活用して、計画的な更新を行います。
- 国庫補助事業等を効果的に活用した水道施設の計画的な老朽化対策、及び施設の耐震化対策を図ります。
- 公共下水道施設、農業集落排水処理施設について、機能診断及び最適整備構想の策定、適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を図ります。

(生活用水の確保)

【別紙 3】 P.8

- 上水道が寸断された場合に備えるため、各地区で取り組んでいる井戸水の利用について、水質検査等への協力をを行い、生活用水の確保を進めるとともに、設置型の給水タンクや給水車の導入を検討し、給水体制の強化を図ります。

(治山・河川管理) (再掲)

【本編】 P. 13, 14 【別紙 3】 P.8

- これまでの洪水履歴を分析し、洪水から守るべき資産を把握し、上下流の整備状況や流域における治水安全度のバランスを考慮しながら、整備区間を設定し、河川改修区間の逐次見直しを実施します。
- 県が作成する河川の浸水想定に基づき、町のハザードマップを改訂し、災害時の避難行動に結びつく取組を行います。

(災害廃棄物等への対応) (再掲)

【本編】 P. 12 【別紙 3】 P.10

- 大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するため、丸森町災害廃棄物処理計画に基づいて進めます。
- 耐火建築物等で使用されているアスベスト建材からの粉じん飛散等を防ぐため「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）（令和5年4月環境省）」に基づく解体方法等を周知します。

(自助・共助の取組の推進)

【別紙 3】 P.10

- 男女共同参画の視点から防災意識の啓発とリーダーの養成を行います。
- 丸森町協働によるまちづくり基本方針に基づき、地域コミュニティの活性化を図るため、住民自治組織を支援し、リーダーとなる人材の育成や研修の場を提供していきます。
- 令和元年東日本台風の被災者支援施策として、今後整備する災害公営住宅及び町営住宅の団地内コミュニティ形成や周辺地域との融合を目的とした新しい地域コミュニティの構築に向けた交流の場づくり等の支援を行います。
- ボランティアや自主活動を推進するとともに、保健・医療・福祉の連携による

地域での支え合いの仕組みづくりを行います。

(被災者支援策)

【別紙3】P.11

- 高齢者や障がい等のある人の視点に立った地域内の避難経路などの把握に努め、要配慮者が迅速かつ確実に避難できるような体制の構築を支援します。
- 災害時やその後の心身の健康に関し、必要な相談窓口を設置します。
- 災害時に速やかに支援活動を行うため、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう社会福祉協議会等との協働によるボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行います。

第4章 計画の推進

本計画は、国土強靭化に関する計画等との整合性を図りながら、PDCAサイクルに従って推進するものとし、その進行管理は、取り組み状況を把握・整理することにより行うものとします。

なお、本計画は、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

PDCAサイクルのイメージ

